



仕事の「企業内年金制度」

代表 長沼 隆弘



2020

昨年は、私共の事務所もおかげさまで50年目の誕生日を迎えさせて頂きました。私ごとではありますが、私も50歳を手前に老眼といますか、乱視がきつくなりつつあります。先日も、ある社長と老眼が入ってから、仕事が大変になったという会話をしたばかりですが、年齢には逆らえません。事務所の平均年齢を久しぶりに計算してみますと42歳でした。若手職員の入所が無ければ、毎年1歳ずつ平均年齢は上がることになります。

最近、職員に言っておりますのは、タイトルに挙げている「**企業内年金制度**」という言葉です。どうしても年齢が上がると一日中パソコンに向かうことが難しくなりますし、作業的な部分の効率が悪くなります。その反面、大きな判断であったり、税務の感性が若い時より磨かれていたり、良い面もあります。

そこで、作業的なものは若手に譲り、その分、教えてあげ、成長を促す。自分とはいうと、一步上のレベルの仕事をする。これを「企業内年金」と言っております。作業は若手が行い、若手がベテランを支える。ベテランは若手に支えられる分、若手に教育を行い自分は高度な仕事をするのです。

ただ、企業内年金のキモは人材確保です。いまや人材確保は、経営者の一番の仕事となるくらい重要な事柄です。「仕事はあるが人材がおらず仕事を受けられない」というお話も良く耳にしますし、台湾やベトナムの方を採用する動きも多くなりました。募集の方法としては、最近はリクナビやマイナビなどの募集広告ではなく、人材紹介会社を利用した成功報酬型（採用が決まれば料金が発生する）のサービスを使われるお客様が多くなったように思います。

私共の仕事は税を通じてお客様にサービスを提供する事にあります。お客様にとってなくてはならない存在となるよう、精進してまいります。本年もどうぞよろしくお願い致します。



消費税改正により区分経理が必要です！

区分経理とは、請求書・領収書等から日々の取引を税率ごとに記帳することです。飲食料品の販売がなくても、経費等に軽減税率対象品目があれば区分が必要です。

① 軽減税率対象取引

帳簿に軽減税率対象品目である旨を記載します。

もし領収書等に軽減税率対象品目であることが記載されていなかったら？

→相手先に再交付を依頼する。

→領収書に軽減税率対象品目である旨、税率ごとの合計税込金額を追記する。

② 旧税率8%対象取引

軽減税率8%とは区分する必要があります。

- ・電気料金 9/30以前契約で10月検針分→旧税率8%
- ・クレジットカード払は明細書より利用日9/30以前分→旧税率8%
- ・NTT電話料 明細書に10月分と記載されていても使用日は9/1~9/30→旧税率8%

※請求書・領収書等で消費税区分を必ず確認ください！



(馬場)

民法が改正されました

2018年に民法の改正があり、相続関連では約40年ぶりの改正です。

例えば、従来は遺産分割が終了するまで預貯金の引出はできませんでしたが、2019年7月より遺産分割前でも預貯金のうち一定額については払戻しができるようになりました。

また、2020年4月からは「配偶者居住権」という、配偶者がそれまで居住してきた建物に居住し続ける権利が創設され、相続の仕方や相続税にも影響が出そうです。

気になる方は、私共や司法書士・弁護士にご相談を。(丸山)



令和2年税制改正大綱が発表されました

主なものとして・・・

所得税：未婚のひとり親に対し所得金額が500万円以下の場合には、『**寡婦控除**』を適用する。

消費税：ベビーシッターの利用料金を**非課税**とする。

法人税：① 5G導入促進対策

投資額の15%相当の税額控除か30%の特別償却が適用される(令和4年3月までの時限措置)。

② 企業内部留保からの投資対策

ベンチャー企業への一定額以上の投資については25%相当額を課税所得から控除する。(橘)

令和2年から所得税が変わります



(1) 基礎控除の改正

- ① 基礎控除が38万円から48万円に引き上げられます。
- ② 合計所得金額が2,400万円を超えると基礎控除が段階的に引き下げられ、2,500万円を超えた場合は基礎控除の適用はできないこととされました。

(2) 給与所得控除の改正

- ① 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- ② 給与所得控除の上限額が適用される収入金額が850万円となり、給与所得控除額の上限が195万円に引き下げられました。

※令和2年1月1日以後に支払う給与等の源泉徴収の際には、『**令和2年分 源泉徴収税額表**』を使用してください。(中角)

新人職員紹介

河石 理沙

平成6年9月20日生

血液型：O型、趣味：韓国ドラマ鑑賞

11月に入所致しました。

入所から日は浅いですが、一つ一つの仕事を

丁寧に行うよう心掛け、一日でも早く皆様のお役に立てるよう日々努力して参ります。よろしくお願い致します。

